

特別支援教育の実際

2

特別支援学校の指導の実際

(1) 特別支援学校の教育目標

特別支援学校の教育目標は、平成 29 年 4 月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成 31 年 2 月告示の特別支援学校高等部学習指導要領に次のように定められています。

小学部・中学部における教育の目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第 72 条（p6 参照）に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第 30 条第 1 項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第 46 条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

高等部における教育の目標

高等部における教育については、学校教育法第 72 条（p6 参照）に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第 51 条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

特別支援学校の教育目標は、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための教育が柱になっています。

幼稚部においては、「学校教育法第 23 条に規定する幼稚園の教育の目標」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること」が目標となっています。

(2) 特別支援学校の教育課程の編成【新学習指導要領対応】

特別支援学校の教育課程は、学校教育法施行規則第 126 条(小学部)、127 条(中学部)、128 条(高等部)により定められています。

それぞれの学部の教育課程の編成は以下のようになります。

小学校		特別支援学校の小学部	
		【知的障害者を教育する場合】	
国語	各教科	国語	各教科
社会		社会	
算数		算数	
理科		理科	
生活		生活	
音楽		音楽	
図画工作		図画工作	
家庭		家庭	
体育		体育	
外国語		外国語	
特別の教科 道徳		特別の教科 道徳	
外国語活動		外国語活動 <small>必要に応じて</small>	
総合的な学習の時間			
特別活動		特別活動	
		自立活動	

特別支援学校の小学部の各教科は、小学校の各教科と同じである。
知的障害者を教育する小学部の各教科は、特別支援学校学習指導要領に定められている「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」の各教科である。(中学部、高等部も同様)

特別支援学校の中学部

中学校			【知的障害者を教育する場合】		
国語	各 教 科	国語	各 教 科	国語	各 教 科
社会		社会		社会	
数学		数学		数学	
理科		理科		理科	
音楽		音楽		音楽	
美術		美術		美術	
保健体育		保健体育		保健体育	
技術・家庭		技術・家庭		職業・家庭	
外国語		外国語		外国語	
特別の教科 道徳		特別の教科 道徳		特別の教科 道徳	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	
特別活動		特別活動		特別活動	
		自立活動		自立活動	

特別支援学校の高等部

高等学校			【知的障害者を教育する場合】		
国語	各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科	国語	各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科	国語	各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科
地理歴史		地理歴史		社会	
公民		公民		数学	
数学		数学		理科	
理科		理科		音楽	
保健体育		保健体育		美術	
芸術		芸術		保健体育	
外国語		外国語		職業	
家庭		家庭		家庭	
情報		情報		外国語	
農業		農業		情報	
工業		工業		家政	
商業		商業		農業	
水産		水産		工業	
家庭		家庭		流通・サービス	
看護		看護		福祉	
情報		情報			
福祉		福祉			
理数		理数			
体育		体育			
音楽	音楽				
美術	美術				
英語	英語				
	保健理療				
	理療				
	理学療法				
	印刷				
	理容・美容				
	クリーニング				
	歯科技工				

(学校設定教科・科目)

総合的な探究の時間
特別活動

(学校設定教科・科目)

総合的な探究の時間
特別活動
自立活動

(学校設定教科)

特別の教科 道徳
総合的な探究の時間
特別活動
自立活動

(3) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導形態【新学習指導要領対応】

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。特に前者は「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。

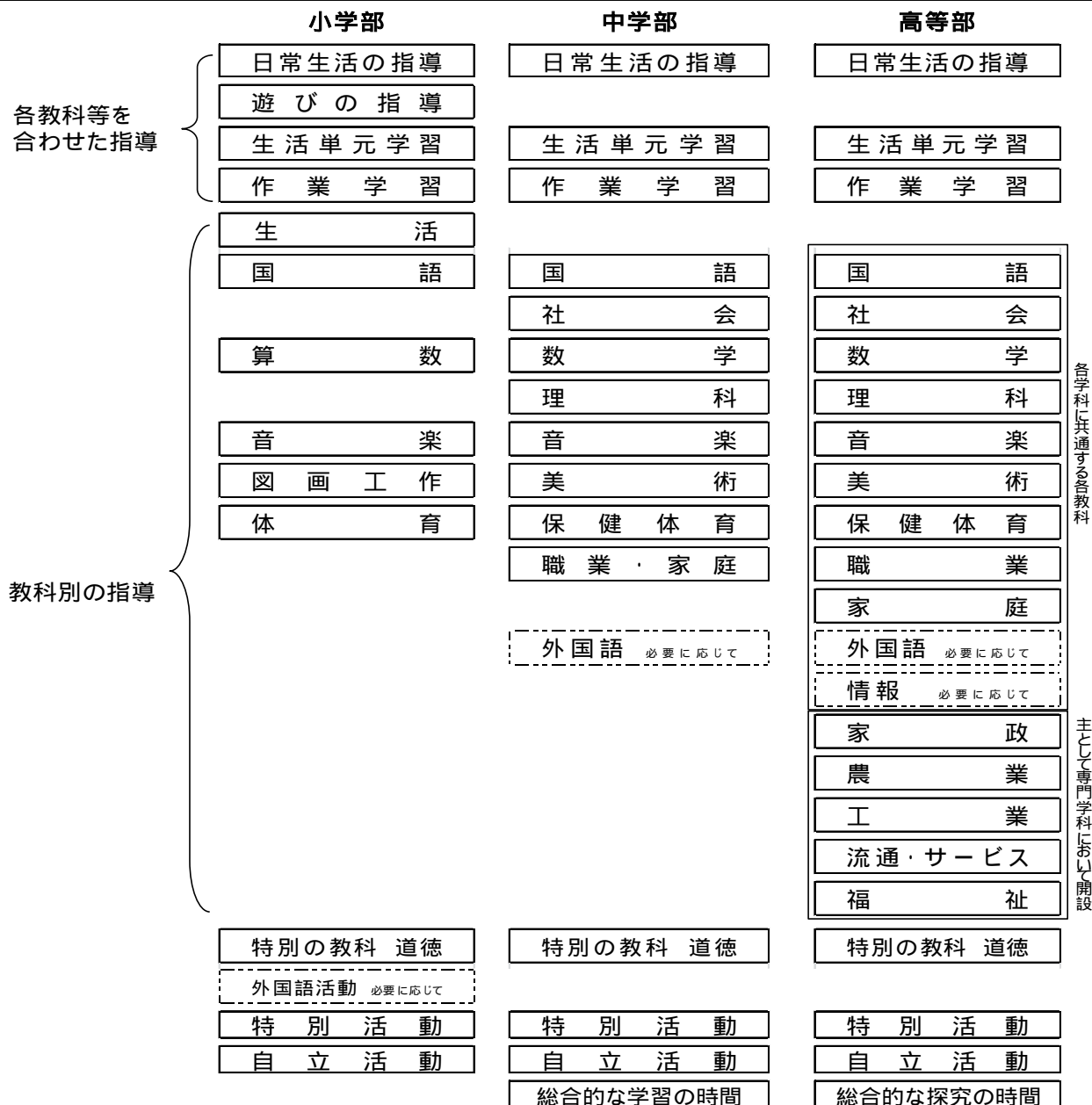
知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前より、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されています。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項にあります。各学部の指導の形態は、下図のようになります。

学校教育法施行規則

第 130 条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第 126 条から第 128 条までに規定する各教科（次項において「各教科」という）又は別表第 3 及び別表第 5 に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。



(4) 障害種別における教育の特色等

視覚障害

視覚障害教育の対象（特別支援学校（視覚障害））

学校教育法施行令第 22 条の 3

両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

視覚障害の特徴と基本的な考え方

人間は外界からの情報の 80% 以上を視覚によって獲得しているといわれています。視覚からくる制限により、それぞれの発達段階において、獲得しなければならないことを欠いたまま、障害が重度化、固定化してしまうことがあります。視覚障害が発達に及ぼす問題を的確に把握し、発達上のつまずきを取り除いていく取組が重要です。

特色・指導における留意点等

視覚障害教育の方法は、視覚の状態によって決定され、「盲教育（見えない）」と「弱視教育（見えにくい）」に分けることができます。盲教育では、点字の教科書を用いるなど、主として触覚や聴覚などの視覚以外の感覚を活用します。弱視教育では、「文字の拡大」や弱視レンズなどの光学器具の活用により、拡大教科書等を用い、主として視覚を活用して学習を行います。見えにくさからくる学習上の制約を取り除くために、見え方に応じた環境設定を工夫する必要があります。

聴覚障害

聴覚障害教育の対象（特別支援学校（聴覚障害））

学校教育法施行令第 22 条の 3

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

聴覚障害の特徴と基本的な考え方

特別支援学校（聴覚障害）に在籍する幼児児童生徒は、失聴時期、補聴器の使用状況、人工内耳などにより聞こえの程度が様々であり、また重複障害者であることや、生活環境の違いなどにより、聴覚障害の状態及び発達段階や特性も多様です。単に言葉が聞こえないというだけでなく、言葉を理解し、言葉によって思考し、類推し、判断することに困難が生じやすくなります。また、言葉の形成にも困難が伴い、言語によって知識や技能を獲得したり拡充したりすることにも影響を及ぼします。このように、言語面での課題が大きいことを理解した上で、指導にあたることが大切です。

特色・指導における留意点等

特別支援学校（聴覚障害）では、言葉の理解と概念化、言葉を通しての知識や技能の獲得及び拡大化を図るとともに、個に応じたコミュニケーション手段を身に付け、自己実現を目指し、社会自立をさせることが求められます。これを踏まえて、障害に起因する種々の困難を克服するために必要な知識を提供し、学力の定着、技能及び態度の育成を幼稚部から高等部までの一貫性・系統性のある教育の中で進めていく必要があります。

病弱

病弱教育の対象（特別支援学校（病弱））

学校教育法施行令第 22 条の 3

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

病弱の特徴と基本的な考え方

児童生徒の主な疾患は、心身症、精神疾患、小児がん、筋ジストロフィー、アレルギー疾患、腎臓疾患、心臓疾患、骨・関節疾患、てんかん、肥満などですが、医療の進歩に伴って、病弱教育の対象は変化し多様化してきています。

病気療養児に対する教育は、学習の遅れを補完し、学力を保証することはもとより、次のような点に留意する必要があります。積極性・自主性・社会性の涵養 心理的安定への寄与 病気に対する自己管理能力の育成 治療上の効果 療養生活環境の質（QOL）の向上

特色・指導における留意点等

児童生徒の実態に応じた指導が重要となります。慢性疾患・筋疾患等の児童生徒であれば、「授業時数に制約がある」「病状の見通しが立てにくい」「身体的活動に制限がある」、心身症等の児童生徒であれば、「心理的な反応により学習活動への参加が難しい」など、それぞれの実態に応じて指導することが求められます。

また、教員を派遣して教育を行う場合（訪問教育等）もあり、その場合は埼玉県訪問教育実施要綱により、実情に応じた授業時数を定める必要があります。

肢体不自由

肢体不自由教育の対象（特別支援学校（肢体不自由）） 学校教育法施行令第22条の3

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
|--|

肢体不自由の特徴と基本的な考え方

肢体不自由の特性には、上肢・下肢又は体幹の運動・姿勢の障害により、起立、歩行、階段の昇降、椅子への腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、書写、食事、衣服の着脱、整容、用便など、日常生活や学習上の運動・姿勢の全部又は一部に困難が生じるといったことがあげられます。また、障害の重度重複化や多様化傾向が多く見られることも、肢体不自由の特徴としてあげられます。肢体不自由の状態は一人一人異なっているため、その把握にあたっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、またそれは補助手段の活用によって軽減・改善されるのかといった視点をもつことが必要です。

特色・指導における留意点等

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくありません。それらの困難を改善・克服するように指導することが必要であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮する必要があります。

なお、児童生徒の障害が重度重複化するに伴い、学校において教師等が一定の条件のもとで「医療的ケア」を実施できるよう制度が整えられたことにも留意することが必要です。

知的障害

知的障害教育の対象（特別支援学校（知的障害）） 学校教育法施行令第22条の3

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの |
|--|

知的障害の特徴と基本的な考え方

知的障害とは一般に、認知や言語などに関わる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、適応能力が同年齢の児童生徒に求められているほどまでには至っておらず、特別な配慮が必要な状態とされています。このような知的障害の特徴や学習上の特性を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視した指導が必要です。

特色・指導における留意点等

知的障害のある児童生徒の教育は、生活年齢を基本に何ができなくてはならないかを考えるよりも、「現在何が可能か」、次に「どんなことをどのように指導すればよいか」を発達段階を加味しながら考えることが大切です。

指導にあたっては、実際の、具体的な指導をすること、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定、一貫性や継続性のある関わりを確保することなどが重要となります。

参考・引用文献：埼玉県特別支援教育教育課程編成要領（1）特別支援学校編 平成22年3月

それぞれの障害種別に対象の幼児児童生徒について学校教育法施行令第22条の3に基づいて記述しましたが、就学先の決定については障害の状態（第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、本人と保護者、市町村教育委員会、学校等が必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、市町村教育委員会が障害のある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みとなっています。